

## 地域医療支援病院承認にあたっての考え方

杏林大学医学部附属杉並病院 病院長 市村 正一

### 1. 沿革

杏林大学医学部附属杉並病院は、令和 6 年 4 月 1 日に旧立正佼成会附属佼成病院を承継し開設されました。旧佼成病院に引き続き、地域医療を支える中核的存在としての役割を担うとともに、区西部における医療への貢献を進めてまいります。

### 2. 理念および概要

当院は三鷹市の大学病院と同様に、「あたたかい心のかよう、良質な医療を患者さんに提供します」を理念としております。病床数は 340 床で、29 の標榜診療科があり、100 名を超える常勤医と 4 名の初期研修医が勤務しております。大学病院の第 1 線で活躍していた高い専門性を有する多くの医師によって、先進的でより高度な医療を地域の皆さまに提供してまいります。また、医学部附属病院として三鷹市の大学病院と緊密な医療連携体制をとると共に、地域の医療機関との連携を推進しております。

### 3. 地域医療支援における役割

当院は中野区にも隣接するなど、JR 中央線から甲州街道まで広い地域から患者さんが受診され、二次医療圏のみならず、圏域外の医療機関とも連携し、開設初年度より導入した連携医登録制度により令和 7 年 4 月時点での登録医数は 158 名となっております。紹介いただいた患者さんで症状が安定した方については積極的に逆紹介を推進した結果、令和 6 年度実績で平均紹介率は 62.6%、平均逆紹介率は 77.3%でした。令和 7 年 4 月より紹介受診重点医療機関として指定いただいたことを励みに、今後もより一層、地域医療機関との双方向の連携を強化していく方針です。

特に小児診療は、24 時間、365 日専門医による診療をしており、杉並区および中野区で唯一の東京都の小児科二次救急医療機関に指定されているなど、今後も地域のニーズに応えるべく社会的使命を果たしてまいります。さらに眼科は、緑内障や硝子体手術等、従来大学病院以外では実施されていなかった高度で専門性の高い医療を提供しております。

また、MRI や CT、核医学装置などの高額医療機器の共同利用については、毎年開催している地域医療連携セミナーやホームページ内の登録医サイト、医療機関訪問等でポスターを使用し利用手順等を周知させていただいており、利用件数が増加しております。定期的に行っている訪問により直接ご意見を伺うなど、共同利用の推進に役立てております。さらに、令和 7 年 7 月からは医療 DX の先駆けとして循環器内科で次世代型「スマートウォッチ外来」を開設し、不整脈のみならず糖尿病やその他の疾患の診療に利用するなど、この領域でも地域の医療機関との連携に役立てたいと考えております。

当院には地域包括ケア病棟もあり、地域の在宅医療機関とも密接に連携し、積極的に在宅療養の患者さんを受け入れております。また、大腿骨近位部骨折や脊椎圧迫骨折については、圏域外の連携パスに参加するなど、今後も増加する高齢者救急に対応しております。さらに、日中は大学病院から救急医の派遣により救急車の応需率が改善しておりますが、今後は夜間の勤務も予定し、救急医療の更なる充実を計画しております。

職員一同は、医療に対して常に謙虚な姿勢で臨み、地域の皆様に安心・安全な医療を提供し、信頼される病院を目指しております。

## 「管理者の行うべき事項として知事が定める事項」

### (1) 災害医療に関する取り組み

当院は、災害拠点病院に指定されており、大規模災害時には行政、地域基幹病院や医師会と連携しながら傷病者や透析患者を受け入れる等、地域における災害医療提供体制に貢献できるよう、病院の免震構造や十分な備蓄、通信機能など、診療機能を維持できる体制を整備している。さらに、地域外自然災害等には診療看護師を災害地域に派遣している。多くの災害地域での経験は地域災害時にも役立つと考えている。

#### 【平時での備え】

##### 1. 杉並区緊急医療救護所訓練

昨年度は杉並区との合同開催訓練を令和6年11月30日（土）に実施した。（参加者：杉並病院職員、杉並保健所職員、杉並区医師会、杉並区薬剤師会他）震度6強の東京湾北部地震発生を想定した、杉並区合同大規模災害訓練緊急医療救護所の立ち上げから、多数傷病者の来院を想定したトリアージ訓練を行った。また、杉並区災害対策本部、医師会、清川病院、杉並区医療救護部との情報通信訓練も併せて実施した。

##### 2. 年2回の災害対策訓練を実施

令和7年度の訓練計画

①令和7年6月12日（木）に散水栓を使用した自衛消防訓練を実施。杉並病院災害対策委員および看護部防災推進委員の合計30名が参加し、院内散水栓を使用し、実際に放水を行う消火体験を実施。

②秋季（令和7年10月予定）には夜間を想定した防災訓練を実施予定。

今後は住民への防災意識の啓発や、避難訓練への参加促進を検討する。

#### 【有事での備え】

災害拠点病院として地域基幹病院と連携し、地域全体の医療体制を強化する体制を整えている。医師や看護師の確保、医療設備の充実、情報伝達システムの整備などに取り組んでいる。また、平時の訓練や準備を活かし、診療看護師を日本DMAT（災害派遣医療チーム）のロジスティックチーム隊員として派遣、2016年の熊本地震をはじめ全国各地で発生する自然災害で医療支援を行った。さらに、2023年2月のトルコ南東部での地震では、診療看護師がJICA国際緊急援助隊の一次隊のメンバーとして派遣され、14日間にわたり、他の隊員とともに野外病院の設営や外来診療の準備に携わるなど、海外での災害にも積極的に参加している。

こうした取り組みが、地域での有事災害にも活かされると考えている。

#### 【災害備蓄品の備え】

災害時の食料品・水 職員（400人分）約3日分 入院患者（300人分）約5日分

災害時の医薬品 : 約3日

災害時の医療材料 : 約7日

## 「管理者の行うべき事項として知事が定める事項」

### (2) 感染症医療に関する取り組み

#### ① 感染症対策の院内組織

病院長を委員長とした院内感染防止委員会が月に1回開催され、感染症に関する報告や各種問題に関する審議が行われている。本委員会で決定した事項は診療科、部署ごとに任命されている医療安全感染対策推進者に伝えられ院内に洩れなく周知されている。また週に1回テーマを決めて感染制御チーム：

ICT(Infection Control Team)による院内ラウンドが行われている。委員会の事務は感染管理室が担っており室長1名(ICD、Infection Control Doctor)、専従感染管理認定看護師2名、事務員1名で構成されている。また、院内耐性菌対応を行うASTも1名(薬剤師)任命されている。当室は院内における感染症対策の中核的存在である。

#### ② 地域における感染症対策

感染症対策は地域との連携や協力が重要である。当院は感染対策向上加算1施設であり、同じ加算1病院である荻窪病院、河北総合病院と相互に感染対策ラウンドを行っている。また近隣の加算3施設であるタムス杉並病院の感染対策に関し、杉並区医師会、杉並保健所と共に助言や現地ラウンド、カンファランスを行っている。さらに杉並区医師会、杉並保健所と共に外来感染対策向上加算を算定する医療機関に対し、感染症に関するカンファランスや実技訓練、指導を行っている。

#### ③ 中野杉並感染ネットワーク

中野区、杉並区の医療機関が定期的に集まって勉強会や各施設の感染症対策を話し合う組織として中野杉並感染ネットワークがある。当院は本ネットワークの幹事施設であり、地域の感染症対策に尽力している。

### 【平時での備え】

#### ① 標準予防策および感染経路別予防策の実施遵守率向上に向けた取り組み

標準予防策では、あらゆる感染症が事後に発覚しても最小限の曝露リスクで対処できるように、日ごろから感染性の有無に関わらず、全ての人の汗を除く湿性生体物質に対して防御策を実施できるよう教育訓練および実施遵守率向上の努力を続ける。

#### ② 医療環境のファシリティー管理

昨今の気候変動に伴い、医療環境の温度・湿度管理にも影響を来しているため、平時の空調設備の管理状況や、温度・湿度のモニタリングを実施していく。その他、水回りの環境整備、水質管理も定期的に行っていく。

#### ③ 微生物の感染経路対策について

ICT/AST で、各検体および血液培養からの微生物検出状況を毎日把握し、医療デバイス使用状況や抗菌薬適正使用状況について適正な使用になるよう検討介入を行う。

④ アウトブレイクやクラスター発生状況の地域連携施設との共有

アウトブレイク対応の指標を基に、対策始動から終息までの対応について地域連携施設とカンファレンス等で共有し、共有を重ねることで感染症有事の際の対応基盤と共通認識が確立できるよう地域連携施設と研鑽していく。

**【有事での対応】**

実際に発生したパンデミックへの対応や今後想定される新興感染症の発生・まん延時における業務については、東京都が計画する①発生期、②海外発生期、③国内発生期、④パンデミック期、⑤流行終息期と発生段階に応じた区分でBCP（事業継続計画）を策定し、必要となる人員体制や職種に基づいて対応していく。

当院の危機管理体制

- 1) 病院長を最高責任者として対策本部を設置し、運営および東京都との連絡体制を確立。
- 2) 院内の感染症発生状況、接触者の把握と行動制限を設定し、各部署の不急業務縮小および感染対策実施上の本業務に注力する。
- 3) 蔓延期の発熱外来・入院対応  
専用発熱外来を設置し、対応する医療チームを各部署から選出して、外来診療の環境、動線確保、ゾーニング、必要医療関連器具を整備し運営にあたる。  
感染症入院対応は、東京都との医療措置協定に基づき 17 床を確保し、クリーンパーテンション（へパフィルター）の使用や院内の陰圧個室（HCU2 床、8 階病棟 2 床（820 号室、821 号室））の使用を検討し、病棟内でゾーニングを図りながら感染対策の対応にあたる。
- 4) 医療措置協定での医療人材派遣  
東京都の要請に応じて、医療人材派遣を実施する。選定は対策本部で行う。
- 5) 医薬品、資材、感染対策物品（個人防護具）など、東京都と連携して院内での必要数の確保に努める。また、種々の医療材料が集約することを想定し、国内の規格に合った感染対策物品を選定する。

**【感染症まん延解除】**

流行終息の状況により、対策本部は発熱外来、感染症受け入れ病床についての継続の可否および通常業務に計画を立案し、段階的に日常業務に戻していく。